

ご退職後の健康保険について（ご案内）

ご退職後も、健康保険には必ず加入いただくことになります。

以下の『退職後の健康保険について』を参考に、定められた期間内に、**ご自身**で加入手続きを行ってください。

※退職後、空白期間なく再就職（健康保険に加入）される場合は除きます。

【健康保険の加入（退職）に関する証明書について】

- ・国民健康保険に加入する等で必要な場合は、ご自身で年金事務所にて発行手続きを行ってください。
- ・退職の際には、事業所（事業主）から年金事務所に「資格喪失届」の手続きがなされます。証明書の発行は、「資格喪失届」の提出日以降となりますのでご注意ください。（証明書の発行についての詳細は、年金事務所へお問合せください）

○退職後の健康保険について

加入先	協会けんぽの任意継続	市町村の国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの 市町村役場	ご家族の 勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に加入の手続きをする（資格取得申出書を提出すること） （必着）	お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課までお問合せください	ご家族が加入している健康保険の被扶養者としての認定基準を満たすこと（ご家族の勤務先にお問合せください）
保険料	退職前の給与から控除されていた保険料を約2倍した額 ※上限あり	前年の所得や加入する世帯の人数などにより決定（詳細は、お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課までお問合せください）	被扶養者の保険料負担はなし

退職日の翌日以降、退職前の健康保険の資格による受診はできません。
使えなくなった資格確認書（保険証※）は、速やかに事業所へお返してください。
（※保険証は令和7年12月2日以降は、返却不要）